

ニューデリー日本人学校理事会規則

第 1 条 (名称、機能)

本会をニューデリー日本人学校理事会 (The Administrative Committee/以下理事会) といい、「GAKKO BUNKA EDUCATION SOCIETY」の最高議決機関である取締役会から日本人学校の運営・財務管理についての一切を委託されている。

第 2 条 (所在地)

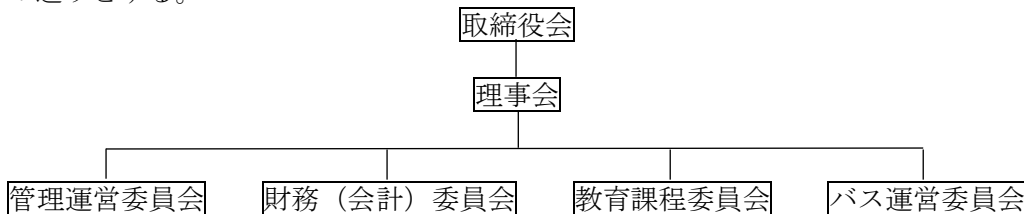
理事会の事務所をニューデリー日本人学校 (以下学校) におく。

第 3 条 (目的)

理事会は「ニューデリー日本人学校管理運営規則」第 7 条に基づき学校の運営に係わる重要事項を学校の運営主体として審議し決定することを目的とする。

第 4 条 (組織と職務)

GAKKO BUNKA EDUCATION SOCIETYの組織並びに職務は以下の通りとする。



- 1 学校の予算及び決算に関すること。
- 2 基金、寄付金、借入金並びに入学金、授業料等学校納付金に関すること。
- 3 重要な学校の資産の取得並びに処分に関すること。
- 4 学校規則、本理事会規則及び細則の改正等に関すること。
- 5 校務方針及び校務報告の承認に関すること。
- 6 バス運営に関すること。
- 7 その他、学校の運営に関する重要事項に関すること。

第 5 条 (理事、委員の構成)

1 理事会は顧問を除く 15 名を限度とし、次に定めるものを理事として構成する。

- (1) デリー日本人会会長
- (2) デリー日本商工会会長
- (3) デリー日本人会会長の指定する者
- (4) 校長、教頭
- (5) PTA 会長、PTA 副会長 2 名 (うち 1 名はバス運営委員長を兼務)
- (6) 大使館担当者 (顧問)
- (7) その他理事会で認めて指名する者

2 各委員会は次に定める者を委員として構成する

- (1) 管理運営委員会
理事長 校長 教頭 弁護士
- (2) 財務 (会計) 委員会
財務理事 教頭 会計監事 弁護士 会計士
- (3) 教育課程委員会
PTA 役員 (会長 副会長 書記) 校長 教頭 幼稚園主任
- (4) バス運営委員会
運営委員長 (PTA 副会長) PTA 会長 PTA 副会長 PTA バス運行委員長
PTA バス運行副委員長 PTA バス委員長 PTA バス副委員長 校長 教頭
担当教諭

第 6 条 (任期)

理事の任期は1年(4月1日より翌年3月31日迄)とする。また帰国等により欠員が生じる場合には、残任期間を新任者が務めるものとする。但し、本理事会規則第7条に定める役員のうち名誉理事長以外の役員について同様の理由にて欠員が生ずる場合には、別途理事会が日本人会会員の中から新任者を委嘱する。なお、新任者を含め理事の留任を妨げない。

第 7 条 (役員等)

理事会には次の役員をおく。

- 1 理事会に理事長をおく。理事長は日本人会理事の中から選出し、留任を妨げない。理事長は理事会を統括する。
- 2 理事会に副理事長をおく。副理事長は理事長が理事の中から委嘱する。理事長に事故ある時は、その任務を代行する。
- 3 理事会に財務(会計)理事及び会計監事をおく。財務(会計)理事及び会計監事は理事長が日本人会会員の中から理事1名、監事1名を委嘱する。会計理事は年3回、学期ごとに学校の会計内容を点検しその結果を理事会に報告する。会計監事は年1回、年度末に学校の会計内容を検査し、その結果を理事会に報告する。また学校の財産の取得処分並びに経費の収入支出等の財務会計処理が日本人学校財務規則に沿って適切に行われているかを検討し、必要に応じ本理事会規則第9条に定める会計委員会に対し指導助言を行う。
- 4 理事会に書記1名をおく。書記は理事の教頭が行い、主として理事会の記録をとる。
- 5 理事会に大使館領事を顧問として委嘱する。
- 6 理事会の構成員はその任期中に行う役務に対して如何なる報酬も受けない。

第 8 条 (理事会の招集、定足数及び議決)

- 1 理事会は、理事長が文書にて招集する。理事長が不在の際は副理事長が招集する。但し、理事の3分の1以上から求めがある時には理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の定足数は、理事の3分の2とする。理事が事情により欠席する場合は、予め理事長宛若しくは他の理事宛に委任状を提出しなければならない。委任状の提出をもって出席と見なす。
- 3 理事会は、理事長が議長を務め、議決は出席理事の3分の2以上の賛成により行う。但し、理事長も賛否の意思を表すことができる。理事長が欠席の場合は副理事長が代行することができる。
- 4 理事会は、必要に応じて教職員その他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第 9 条 (財務(会計)委員会の構成及び職務)

- 1 財務(会計)委員会は財務理事が招集開催する。
- 2 財務(会計)委員会は毎年度の予算書及び決算書を作成の上、毎年4月の理事会に前年度の決算書と当該年度の予算書を提出する。また会計監事による指導助言に基づき、当該年度の予算に大幅な修正が必要となる場合には速やかに補正予算を編成し理事会に提出する。

第 10 条 (会計)

理事会の運営に必要な諸経費は、原則として学校会計より充当する。

第 11 条 (付則)

- 1 この規則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成15年11月11日「GAKKO BUNKA EDUCATION SOCIETY」のステイタス取得に伴い、一部改正し、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この規則を一部改正し、平成25年7月10日より実施する。
- 4 この規則を一部改正し、平成26年5月9日より実施する。

ニューデリー日本人学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は「ニューデリー日本人学校PTA」という。
- 第2条 この会は事務所を日本人学校に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動を行う。
- (1) 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
 - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童生徒の生活を指導する。
 - (3) 児童生徒の教育及び生活環境の改善を図る。
 - (4) 国際理解に努める。
 - (5) その他、目的を達成するために必要と認められる活動を行う。

第3章 方針

- 第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 特定の宗教、政党にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - (2) 学校の人事、その他管理運営には干渉しない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員となることのできる者は次の通りとする。
- (1) 日本人学校に在籍する児童生徒の父母、または、それにかわる保護者。
 - (2) 日本人学校の校長、教頭及び教員。

第7条 この会についての会費は徴収しないものとする。

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 役員

- 第9条 この会の役員は次の通りとする。
- 会長1名、副会長2名、書記1名、校長、教頭
これらの役員は他の役員・委員を兼ねることはできない。

第10条 役員は総会において選出される。

第11条 役員任期は1年とする。

- 第12条 会長は本会を代表し、次の職務を行う。
- (1) 総会及び各委員会を招集する。
 - (2) 各委員長及び委員を委嘱する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第14条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- (4) 必要により会報を作成し、会員に配布する。

第15条 役員の選出にあたっては、次の手続きにより行う。

- (1) 公示及び立候補者の公募を行う。
- (2) 公募により立候補者が整った場合には告示と選挙を行う。
- (3) 公募により立候補者が整わない場合、会長が会員の中から立候補者を依頼する。
- (4) 立候補者が揃った時、告示と選挙を行う。
- (5) 選挙は全会員の投票により行う。
- (6) 開票は役員が行い、会員に結果を告示する。
- (7) 役員の改選は2月に行う。
- (8) 総会で役員を承認する。
- (9) もし会長、副会長、書記が帰国等により欠けたる場合には、選挙で次点の者が繰り上がり、その任に就くものとする。

第6章 委員会と任務

第16条 本会には次の委員会を置き、会員はそのいずれかに属するものとする。

但し、転入生保護者については、転入時期により次年度まで委員会へ所属しない場合もある。その判断については役員に一任するものとする。

- (1) 学年委員会
- (2) バス委員会
- (3) バス運行委員会
- (4) 文化保体委員会
- (5) 図書委員会
- (6) 美化委員会

2 各委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、互選の後、会長が委嘱する。ただし、委員長が欠けた場合には、副委員長がその任に就き、副委員長を委員の中から互選する。

3 バス委員会の委員はバス運行委員会の委員を兼ねるものとする。

第17条 各委員会は主として次のことを行う。

- (1) 学年委員会は学年間の密接な連絡を図り、児童生徒の教育向上に協力する。
- (2) バス委員会はバス運営委員会と連携し、スクールバスの運行、安全対策等の企画運営を行う。
- (3) バス運行委員会はバス運営委員会と連携し、スクールバスの運行にかかる調整を行う。
- (4) 文化保体委員会は会員の文化教養、体力向上を図るための企画運営を行う。
- (5) 図書委員会は児童生徒の読書意欲の向上を図るため、学校の行う図書室の管理に協力する。
- (6) 美化委員会は児童生徒の安全かつ衛生的な教育環境の確保のため学校に協力し必要な活動を企画実施する。

第7章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成される会の最高議決機関とする。

- 第19条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
(1) 定期総会は4月、3月とする。 (*2月)
(2) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたときに開催する。

- 第20条 定期総会は、次の事項を議決または承認する。
(1) 役員決定に関すること。
(2) 事業計画に関すること。
(3) 事業報告に関すること。
(4) その他必要な事項。

- 第21条 総会は、会員の家庭数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

- 第22条 総会の議長は会員の中から選出し、議事は出席者の過半数で決する。

第8章 運 営 委 員 会

- 第23条 運営委員会は会長、副会長、書記、各委員長、副委員長、校長、教頭及び教務主任をもって構成し、次の事項を行う。
(1) 事業の企画推進を図り、次の事項を行う。
(2) 各委員会の活動状況の報告並びに調整を行う。
(3) 日本人会関連行事への協力体制を確立するための協議を行う。
(4) その他、必要な事項の協議を行う。

- 第24条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき及び構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

- 第25条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。

- 第26条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第9章 規約の改正

- 第27条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

- 第28条 この規約は、昭和41年7月26日より効力を発するものとする。

- 第29条 (規約の経過)
この規約を一部改正し、平成8年4月1日より実施する。
(2) この規約を一部改正し、平成20年4月1日より実施する。
(3) この規約を一部改正し、平成24年4月1日より実施する。
(4) この規約を一部改正し、平成26年4月1日より実施する。